

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2016

課題番号：24530108

研究課題名(和文) 結合企業法制度と少数株主保護に関する法的研究

研究課題名(英文) Research on Legal Approach to Corporate Groups and Protection of Minority Shareholders

研究代表者

坂本 達也 (Sakamoto, Tatsuya)

静岡大学・法務研究科・教授

研究者番号：50389235

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、従属会社の少数株主保護に関して、イギリスおよび日本における規制について、比較、検討し、日本法への示唆を得た。本研究では、支配会社からの従属会社への不当な影響力行使があるのか否かまたはそのような影響力行使があったことを見つけ出す手段について、監査役制度および検査役制度を考察し、また、支配会社から従属会社への不当な影響力行使が繰り返し行われる等の場合において、従属会社の少数株主が従属会社から退出することができる手段について、退出規制を考察し、日本法への示唆を提示した。

研究成果の概要(英文)：This research examines the UK's and the Japanese legal frameworks of the protection of shareholders of subsidiary companies, and submits some implications from such examination to the Japanese Corporate Law. Especially this research takes a look at, first, corporate auditors and inspectors systems under the Companies Act 2006 in the UK in order to find out whether or not controlling companies gives or gave improper influence to their controlled companies, and, second, legal frameworks for minority shareholders of controlled companies to exit from their companies in a case where controlling companies repeat or continue to give such influence to their controlled companies, and then, submits some suggestions to adopt regulations to protect minority shareholders of the controlled companies

研究分野：商法

キーワード：会社法

1. 研究開始当初の背景

日本においては、会社法は、組織再編制度を整備し、また、近年、企業買収に対して消極的態度が弱まり、企業買収が経営の選択肢として受け入れられている。

組織再編について規制を緩和した会社法については、同法が成立する前において、結合企業法制度の検討が課題であるとする附帯決議が議会において付された。平成 20 年に開催された日本私法学会第 72 回大会では、「企業結合法の総合的研究」と題したシンポジウムが開催され、結合企業法制度について議論された。

結合企業法に関しては、平成 26 年改正前に、改正法案の作成に向け、議論がなされていたが、その議論の範囲は限られていた。その後成立した平成 26 年改正法においても、結合企業法に関する部分は限定的であると言える。

このように、結合企業法制度については、長い間、従属会社における少数株主等の保護が議論されているが、この点については、依然として進展は見られないと言える。

本研究の研究代表者は、結合企業法制度に関して、主に日本法およびイギリス法について比較検討を加える研究活動を行ってきた。研究代表者は、とりわけイギリスにおける影の取締役制度について研究を行ってきており、これについて、『影の取締役の基礎的考察』（多賀出版、2009 年）を公表しており、平成 21 年 10 月には、日本私法学会第 73 回大会において、「イギリスにおける影の取締役制度」と題して研究報告をし、また、平成 22 年度においては、「イギリスにおける影の取締役制度」私法 72 号 211 頁～217 頁（2010 年）および「影の取締役制度 - 支配会社の責任の視点から」企業会計 62 巻 5 号 107 頁～113 頁（2010 年）（共著）を公表している。さらに、研究代表者は、「イギリスにおける企業組織再編制度」沖縄法政研究 13 号 43 頁～68 頁（2010 年）および「イギリス法における事業の移転と労働者保護」ビジネス法務 11 巻 1 号 113 頁～116 頁（2011 年）を公表し、イギリス法における結合企業の動態に関する規制について、会社法の視点からの労働者保護のための規制について検討を加えていた。本研究は、以上のような研究代表者のこれまでの研究活動および研究成果を基礎にして、結合企業法制度における従属会社の少数株主保護のための規制について、イギリス法を中心とした外国法からの示唆を得る形により、日本における株主保護の規制を提示する。

2. 研究の目的

本研究は、以上のようなこれまでの研究代表者の研究活動および研究成果を基礎にして、結合企業法制度における従属会社の少数株主保護を目的とした株主保護に関する規制について、イギリス法を中心に外国法からの示唆を得ることにより、日本における株主保

護の規制を提示する。これまでの日本の結合企業法制度の研究はドイツ法とアメリカ法が中心である。本研究は、イギリス法について研究し、これまで日本において展開されているドイツ法およびアメリカ法を基礎とした議論およびイギリス法を比較検討することにより、日本の結合企業法制度における従属会社の少数株主保護の規制を提示する。

3. 研究の方法

本研究においては、従属会社の少数株主保護に関する規制について、イギリス法と日本法を比較および検討し、日本法への示唆を得るという方法で研究を行う。本研究は、(1) 監査役制度、(2) 検査役制度、および(3) 退出制度についての考察という構成をとる。

本研究においては、第一に、上記(1)について、イギリス法および日本法の文献を精読し、両国の制度を比較検討し、研究の成果をまとめたうえで、研究会においてこれを報告し、そこでの議論を踏まえたうえで、研究成果を論文にし、論文を公表している。第二に、上記(2)について、第三に、上記(3)について、上記(1)と同様の方法で、研究を進め、研究成果を論文として公表している。

4. 研究成果

本研究では、上記(1) 監査制度(2) 検査役制度および(3) 退出制度に関して、次のような研究成果を得ている。

上記(1) 監査制度に関する研究

支配会社による従属会社への不当な影響力行使の結果従属会社に損害が生じた場合において、従属会社の少数株主が支配会社に責任追及することができるという責任規制を設けるべきであるが、このような責任規制が設けられたとしても、支配会社による従属会社への不当な影響力行使がなされたことを見つげ出す手段が必要である。このような問題意識に基づいてイギリス会社法における監査役制度について研究を加え、日本法の示唆として監査役の独立性の強化および一定の場合において従属会社の少数株主が解任された監査役の再任を求めることができるという規制の必要性を提示している。

上記(2) 検査役制度に関する研究

上述のように従属会社の少数株主が支配会社に責任を追及することができるという責任規制が設けられた場合においては、支配会社から従属会社への影響力行使があり、従属会社がこれに従った結果、従属会社に損害が生じたということを発見するための手段として監査制度が必要である。しかし、監査制度に基づき開示された事項により支配会社から従属会社への影響力行使があり、従属会社がその影響力行使に従った結果従属会社に損害が生じているという疑いがあるが、支配会社に責任を追及するためには、情報がさらに必要であるという場合も考えられる。こ

のような場合について、従属会社の少数株主が情報を収集することができるための手段が構築されるべきである。このような問題意識に基づいて、イギリス会社法における検査役制度について研究を加え、日本法への示唆として、従属会社の少数株主は支配会社の業務について調査するための検査役の選任を裁判所に請求できるとすべきであるという研究成果を提示している。

上記(3)退出制度に関する研究

上述のような支配会社への責任規制が実現したとしても、支配会社と従属会社間において支配従属関係は解消されず、支配従属関係が継続する限り、支配会社の影響力行使により従属会社に損害が生ずることが繰り返されるおそれがある。また、結合企業法制度として監査制度が採用されたとしても、監査制度が十分に機能しないおそれもある。以上のような場合等においては、結合企業法制度としては、従属会社の少数株主が自ら求めて従属会社から退出することができるという退出の制度が必要である。このような問題意識に基づいて、イギリス会社法について研究を加え、日本法への示唆として、支配会社が従属会社に対し不当な影響力を行使した結果従属会社の株主の利益が不公正に侵害される場合において、従属会社の株主は、自己の株式を支配会社に対し買い取ることを請求することができるという規制の必要性を提示している。

以上の3つの分野からの本研究の成果の特色は、主にイギリス法における従属会社の少数株主保護を目的とした株主保護のための規制について考察を加えている点にある。本研究は、研究代表者の研究活動に基づいて、イギリス法における従属会社の少数株主保護に関連づけられる少数株主保護について考察を加える。上述のように、これまでの日本における結合企業法制度についての比較法研究は、主にドイツ法およびアメリカ法を参考として研究が進められている。本研究は、イギリス法における少数株主保護について広い研究範囲について考察を行うものであり、この考察に基づいて、日本法への示唆として、日本の結合企業法制度における少数株主保護の規制を提示する

本研究成果の意義は、本研究では、少数株主保護を目的とした広い範囲に及ぶ結合企業法制度が示される。すなわち、本研究では、上記の(1)では、監査制度による少数株主保護、上記(2)では、検査役制度による少数株主保護、および上記(3)では、支配会社の影響力行使により不利益を受ける従属会社の少数株主保護というように、イギリス法における多方面に及ぶ分野について研究成果が示している。本研究は、これらの点について研究成果を提示することにより、日本の結合企業法制度における少数株主保護の

研究水準を高め、将来の立法のために提言を示している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計12件)

坂本達也、イギリス会社法における株式会社の政治的寄附への規制に関する考察、静岡大学法政研究、21巻2号、pp. 289(98) 313(74)、2017年、査読無

坂本達也、従属会社の少数株主の退出に関する考察 結合企業法制度における従属会社の少数株主の救済制度、静岡大学法政研究、20巻4号、pp. 1(160) 30(131)、2016年、査読無

坂本達也、イギリス会社法における検査役制度に関する考察 結合企業法制度における従属会社の運営局面との関連で、静岡大学法政研究、20巻3号、pp. 339(98) 374(63)、2016年、査読無

坂本達也、イギリス会社法における監査役制度に関する考察 従属会社における少数株主保護の視点からの考察、静岡大学法政研究、20巻1号、pp. 1(68) 27(42)、2015年、査読無

坂本達也、支配会社の従属会社の労働者利益への配慮義務に関する考察、大阪市立大学法学雑誌、59巻1号、pp. 36 92、2012年、査読無

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計6件)

坂本達也、他、新日本法規出版、会社法の潮流 理論と実務、2014年、pp. 305 321、イギリス会社法における取締役の配慮義務

坂本達也、他、法律文化社、グローバル化の中の会社法改正、2014年、pp. 272 293、イギリス会社法におけるスクイーズ・アウトとセル・アウトに関する考察

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂本 達也 (SAKAMOTO, Tatsuya)
静岡大学・法務研究科・教授
研究者番号：50389235

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()